第七十二条の二十六の見出し中「法人」を「法人等」に改め、同条第一項中「事業年度又は」を「事業年度、当該法人が通算子法人である場合において法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項及び第七十二条の四十八第二項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度及び」に、「には、当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「（当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）には、当該事業年度（当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度）開始の日以後六月を経過した日（以下この節において「六月経過日」という。）に、「の六倍の」を「に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（以下この項から第四項まで及び第七十二条の四十八において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した」に、「当該事業年度開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項ただし書中「連結法人」を「通算親法人である協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）との間に通算完全支配関係があるもの」に、「当該事業年度開始の日から六月の期間」を「中間期間」に改め、同条第二項中「適格合併（」を「前項の場合において、同項の法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（」に、「の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合には」を「であるときは」に改め、「、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、」を削り、同項第一号中「中に適格合併がなされた場合」を削り、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、「終了した」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「当該事業年度開始の日以後六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同項第二号中「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内に適格合併がなされた場合」を「中間期間」に、「当該事業年度開始の日から六月の期間」を「当該合併法人の中間期間」に改め、同条第三項中「事業年度の期間が六月を超える場合における」を削り、「かかわらず、」の下に「当該適格合併に係る」を加え、「六を」を「中間期間の月数を」に改め、同条第四項中「当該事業年度の開始の日から六月を経過した日の前日までの期間」及び「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間」を「中間期間」に改め、同条第七項中「の前事業年度における次に掲げる」を「の前条第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付の期限が前条第三項又は第五項（これらの規定を第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により六月経過日の前日とされている場合で、かつ、当該」に、「、当該前事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日」を「、六月経過日」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「法人税法第七十一条第一項ただし書若しくは第百四十四条の三第一項ただし書」を「法人税法第七十一条第一項に規定する普通法人で同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下であるもの若しくは当該金額がないもの又は同法第百四十四条の三第一項ただし書」に改め、「又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（同法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当しない場合には、当該前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）が十万円以下である連結法人若しくは当該金額がない連結法人」を削り、同条第九項中「当該事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同条第十項中「。次項において同じ」を削り、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第七十二条の二十八第二項中「第十九項」を「第十八項」に改める。

第七十二条の二十九第二項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第四項中「、第十七項及び第十八項」を「及び第十七項」に改める。

第七十二条の三十（見出しを含む。）中「連結子法人」を「通算子法人」に改める。

第七十二条の三十一第三項中「当該法人が、当該事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたとき）」を削る。

第七十二条の三十二の二第一項中「法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項」を「法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項」に、「同法第七十五条の四第一項若しくは第八十一条の二十四の三第一項」を「同法第七十五条の五第一項」に、「同法第七十五条の四第三項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。第十項において同じ。）」を「同条第三項」に、「同法第七十五条の四第一項の」を「同条第一項の」に改め、「又は同法第八十一条の二十四の三第一項の規定により指定する期間（同条第二項において準用する同法第七十五条の四第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第十項中「法人税法第七十五条の四第三項若しくは第六項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。）」を「法人税法第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改める。

第七十二条の三十三第二項中「当該法人が、当該事業年度において連結申告法人（連結子法人に限る。）である場合には、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が当該連結事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたこと）」を削る。

第七十二条の三十八の二第四項中「によつて」を「により」に改め、同条第六項第一号中「当該事業税の申告書に係る事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同項第二号中「事業年度開始の日から六月の期間の末日」及び「その開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同条第九項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の三十九の二第一項中「租税条約（以下この条から第七十二条の三十九の五まで」を「租税条約（以下この項」に改め、「及び第七十二条の三十九の四」を削り、「協議（以下この条から第七十二条の三十九の五まで」を「協議（以下この項及び次条」に、「この項及び次条第一項に」に改め、同項ただし書中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第七十二条の三十九の四及び第七十二条の三十九の五を削る。

第七十二条の四十一第一項中「法人、連結申告法人」を「法人、通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。第二号において同じ。）」に改め、同項第二号中「連結申告法人」を「通算法人」に改め、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に改める。

第七十二条の四十八第二項中「超える場合」の下に「（当該分割法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該分割法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）」を加え、「の六倍に相当する額と」を「に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額と」に改め、同項ただし書中「当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日」に、「の六倍」を「に中間期間の月数を乗じて計算した額」に改め、同条第七項中「当該事業年